

第226回 教育研究評議会 要録

日時	令和5年12月20日(水) 13時00分～15時25分
場所	遠隔会議：第一会議室、各研究室等
出席者	榊理事長、今岡学長、榎本理事、藤原副学長、久保副学長、西村副学長、黒子副学長、遊佐副学長、中山文学部長、山内理学部長、中山生活環境学部長、藤田工学部長、渡邊人間文化総合科学研究科長、鈴木広光評議員、吉田容子評議員、柳沢評議員、松本評議員、吉田哲也評議員、衣川評議員、高田評議員
欠席者	酒井評議員、鈴木則子評議員
列席者	三野監事、大久保監事、三谷監事、林総務課長、望月企画課長、川村人事課長、幸田財務課長、奥施設課長、岡田情報課長/学術情報課長、濱田国際課長、植田研究協力課長、米谷学務課長、桑原学生生活課長、早川入試課長、岩阪監査室長
議長	今岡学長

議事に先立ち、前回及び前々回の記録についての確認を行った。

I 審議事項

1. 国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議委員の選出について

今岡学長から、資料1により、現理事長選考・監察会議委員の高田評議員から辞任の申し出があったため後任の委員1名を投票により選出したいとの説明があり、審議の結果、投票を行い、山内理学部長を選出した。

2. 令和4年度内部質保証モニタリング結果について

藤原副学長から、資料2により説明があり、審議の結果、全学のポリシーを早急に見直すことを決定し、役員会に付議することとした。

柳沢評議員から、3ポリシーについて大学全体の方針が提示されていないという評価企画室からの指摘への対応状況は改善計画報告書のどの箇所に示されているのかとの意見があり、藤原副学長から、報告書に記載のとおり学士課程及び大学院課程全体のポリシーがホームページ上で公開されているとの説明があり、柳沢評議員から、ディプロマ・ポリシーは2017年3月改定分が公開されているがこれで対応したと言えるのかとの意見があり、藤原副学長から、評価企画室において現状のポリシーが抽象的であるとの議論があり早急に見直しが必要である旨指摘したところであるとの説明があった。柳沢評議員から、以前に学部等においてポリシーの検討を行うにあたり、まずは大学全体の方針が示されないと学部等で検討が進められないといった議論があったが、その時点から何も進んでいないのではないのかとの意見があり、今岡学長から、学長及び副学長において検討を行い、早急に案を提示したいとの説明があった。

文学部長から、改善計画報告書に文書の宛先と日付けを明記したほうが良いのではないのかとの意見があり、今岡学長から、今後そのように改善したいとの説明があった。

3. 次世代研究者挑戦的研究プログラムの申請について

遊佐副学長から、資料3により説明があり、審議の結果、資料を一部修正の上、本プログラムを申請することについて承認した。

松本評議員から、従前のSGCと今回のSPRINGとの違いについて質問があり、遊佐副学長から、SPRINGはSGC+と同じ名称の事業であるが制度の中身が変わったことの説明があった。松本評議員から、再度一から審査されるのかとの質問があり、遊佐副学長から、その通りであり、ただし採択されなかった場合でも現在のSGC及びSGC+の学生への支援は継続されるとの説明があった。

理事長から、入学定員充足率100%を目指すという意欲的な計画となっているが、仮に充足率100%を達成した場合に十分な支援体制を維持できるのかとの質問があり、遊佐副学長から、難しい面はあるが本学は2つの事業を実施してきた経験からある程度の対応は可能であると考えているとの説明があり、人間文化総合科学研究科長から、100%を達成した場合でも1学年に12名を支援する計画であることから

直接支援を受けられる学生は1／3程度である一方、キャリアパス支援については他の学生も極力参加可能な仕組みとすることが求められていること、並びに高い目標を掲げることで本学において博士号を持った学生を育てるという意識を教員に強く持ってもらいたいと考えていることの説明があった。

榎本理事から、資料の「ビジョン」について、大学の実情として定員充足率100%が10年後のありたい姿であることは理解できるが、書き方の工夫並びにプレゼンの際にも工夫が必要ではないかとの意見があり、遊佐副学長から、定員充足率及び就職率については書類の様式として記載が必須となっており、書類のみで採択された場合にはプレゼンの機会が無いが、プレゼンを行うこととなった場合は指摘のとおり工夫したいとの説明があった。

衣川評議員から、資料のポンチ絵について、学生が学外で就職できなかった場合でも学内ポストにより救済して就職率100%を達成するといった体制のようにも見えるとの意見があり、遊佐副学長から、学内ポストもいくつか用意する予定ではあるが、基本的にはキャリア開発を強化する等により100%を目指したいとの説明があり、衣川評議員からキャリア開発のことも追記してはどうかとの意見があり、遊佐副学長から、そうしたいとの回答があった。

4. 三重大学との「科学的地域環境人材 (SciLets)」育成事業の協働実施に係る覚書の締結について
学務課長から、資料4-1～4-2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
5. 諸規程等の制定等について
 - (1) セクハラ・性暴力等への厳正な対処等の推進に伴う奈良国立大学機構職員懲戒規程の一部改正等について
人事課長から、資料5-1～5-2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。
 - (2) 奈良女子大学国際交流会館規程一部改正について
国際課長から、資料6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
6. その他
特になし

II 報告事項

1. 業務効率化・改善プランについて
三木事務局次長から、資料7により報告があり、学内の各委員会等における会議運営の効率化に向けた具体的な対応策の検討依頼があった。
2. 第33回及び第35回役員会について
今岡学長から、資料8により報告があった。
3. 両大学の連携の進捗について
榎本理事から、資料9により報告があった。
人間文化総合科学研究科長から、講演等の企画が掲示板等メールにより通知されているが実際にはあまり人が集まらない現状があり、正門及び南門に掲示板を立てる等、学生の目に触れる形で広報をする等の工夫が必要ではないかとの意見があり、榊理事長から、アドバイザリーボードは非常に重要であると考えており、学生の参加の前にまずは教員がアドバイスを受けてほしいこと、そしてそれにより博士課程の充実の話をはじめ大学が抱える様々な重要な課題に対して本質的なことを学内で議論する風潮が出てくるよう各所で引き続き尽力願いたいとの説明があった。
4. 研究データポリシー及びオープンアクセス方針の策定について
久保副学長から、資料10により報告があった。
衣川評議員から、オープンアクセスポリシーについて、すでに学術雑誌等に掲載された研究成果は著

著作権が出版社等に移譲されているが他で公開できるのかとの質問があり、久保副学長から、すでに学術雑誌等に掲載されたものの再掲載ではなくプレプリントを本学のリポジトリ等へ登録いただきたいとの説明があり、併せて情報課長から、オープンアクセスはインターネット上で公開された情報を誰もが無料で利用できるという趣旨でありパブリッシュによる公開とは意味合いが異なること、エルゼビアをはじめ著者最終稿のリポジトリへの掲載を認めている出版社は多いこと、著者最終稿をリポジトリに登録して無料で利用できる「グリーン OA」と出版社等の Web サイトで OA 化する「ゴールド OA」とを両方補完し合うものとして本ポリシーを策定したいと考えていることの説明があった。衣川評議員から、オープンアクセス・オプション選択の場合に追加料金を支払わないと 1 か月程度でクローズとなるがクローズとなっても構わないという理解で良いかとの質問があり、情報課長から、基本的には投稿料を支払ってオープン選択をしていただくことを想定していることの説明があり、衣川評議員から、大学において投稿料の負担をしてもらえるということかとの質問があり、情報課長から、費用の負担についてはポリシーに盛り込んでいないとの説明があった。人間文化総合科学研究科長から、投稿料が 30~100 万円のものもあり研究者の負担が大きくなるため、基本的には本学のリポジトリに登録することとし、オープンアクセス・オプション選択のものは掲載不要とする方針とはできないかとの質問があり、久保副学長から、4 つ選択を挙げているいずれかの方法により公開する方針としている旨説明があった。

吉田哲也評議員から、学会によって当該学会員だけが見ることが出来る期間を過ぎた後にオープンとなるといったケースは他で公開しなくても良いということかとの質問があり、久保副学長から、国の方針は即時公開であるとの説明があった。

吉田哲也評議員から、著者最終稿を公開したあとに出版社から契約違反であるとクレームがあった場合の責任を研究者個人が負うことになるのではないかとの意見があり、松本評議員から、リポジトリが図書館のような役割を持って著作権の抜け道として機能するのであれば良いが、それ以外の場合だと出版社から訴えられるのではないかとの意見があり、情報課長から、そういった心配に関しては「適用の除外」の項を確認いただき理解いただきたいとの説明があり、高田評議員から、「適用の除外」に該当すれば公開しなくてもよいということかとの質問があり、情報課長から、2025 年から競争的研究費受給の条件となる即時 OA 化がどこまで実行しなくてはならないのか詳細は明らかになっていないがその方向性は決定しているため、本学としても対応できるような体制を整備しておく必要があるとの説明があり、高田評議員から、今後のスケジュールについて質問があり、情報課長から、2025 年の科研費の公募要領が発表された際に対応できるようにしておく必要がある、ポリシーについては今年度内の策定を目指したいとの説明があった。

高田評議員から、本学においては原則として最終稿をリポジトリに登録する方針とし、ただしオープンアクセスジャーナル等に掲載される場合はその限りではないといったように明確に記載したほうがわかりやすいのではないかとの質問があり、今岡学長から、構成員が理解しやすい記載となるよう工夫する必要があるとの意見があった。

柳沢評議員から、共著の場合の取扱いはどうかとの質問があり、情報課長から、リポジトリに限定せず何らかの形で公開されていればよいとの趣旨であり、そのように実態に合わせた形でポリシー案には記述しているとの説明があった。

柳沢評議員から、自身の分野では最終稿も不可となっているものがあり、特に海外のジャーナルの場合どういったルールとなっているか個人で調べるのは負担となるため調べてもらうことはできるかとの質問があり、情報課長から、リポジトリの掲載にあたり研究者側で懸念等がある場合は図書館側で確認する等の支援はできると考えている旨説明があった。

5. 同一法人の柔軟な教員配置の実現に向けた「研究指導の基本方針」について

人間文化総合科学研究科長から、資料 1 1 により報告があった。

理学部長から、手続きに関して、当該教員同士の合意だけでよいのか、あるいは各々の所属部局または大学等の了解が必要となるのかとの質問があり、人間文化総合科学研究科長から、現状では手続きに関する議論までは至っていないとの説明があった。

6. 国際戦略センターの取り組みについて

高須国際戦略センター副センター長から、資料 1 2 により報告があり、各部局において国際的な交流

等に関する企画があればセンターへ積極的に相談いただき、可能な限りセンターとして予算面も含めて協力したいとの説明があった。

7. 情報セキュリティインシデントの発生について

情報課長から、資料13により報告があり、併せて情報セキュリティのeラーニング未受講の教職員及び学生に対する受講の呼び掛けがあった。

8. 大阪・関西万博ウーマンズパビリオンの催事出展について

藤原副学長から、資料14-1～14-2により報告があり、提出のあった2件を申請することで現在検討していることの説明があった。

人間文化総合科学研究科長から、2件のうち1件の企画の責任者となっている内田忠賢教授は今年度限りで定年退職となるが奈良女子大学としてどういった立場での参加となるかとの質問があり、藤原副学長から、現在企画の詳細を確認しているところであり併せて確認したいとの説明があった。

高田評議員から、2件の企画のうち、1件は事業費が150万円と高額を見込んでいること及びもう1件は空欄となっていることについて質問があり、藤原副学長から、内田教授の企画は詳細を確認中であるが企画内容からは海外からの研究者の招聘旅費を積算しているのではないかと推測していること、並びに工学部の企画はその内容からドイツへの学生の渡航費及びドイツからの招聘と交流にかかる費用であると考えているがこちらも確認中であるとの説明があり、今岡学長から、万博参加に関する国からの支援に積極的に手を挙げていきたいと考えていること、及びそれぞれの費用に関しては提出までに再検討が必要であるとの説明があった。榎本理事から、事業費は万博側に申請できると考えていたがそうではなく大学が全面的に負担するのかとの質問があり、今岡学長から、そのとおりであると説明があり、榎理事長から、本件に関しては現状の報告があり、各企画のコンテンツ及び費用に関して再度検討が必要であるとの認識を共有したことに留まり、この場で承認されたということではないとの確認があった。

9. 令和5年度補正予算について

財務課長から、資料15により報告があった。

10. 正門への多言語看板の設置について

総務課長から、資料16により報告があった。

11. 新年互礼会について

総務課長から、新年互礼会の実施について報告があった。

12. 各室等からの報告について

特になし

13. その他

榎理事長から、令和4年8月にハラスメント防止・対策委員会から今岡学長に係るハラスメント事案の審議結果の報告及び改善勧告を受領した件について、以下のとおり報告があった。

「奈良国立大学機構（以下、本機構）は、令和3年6月10日に奈良女子大学の教員から申し立てのあった奈良女子大学学長に係るハラスメント事案に関する審議結果の報告と改善勧告を、令和4年8月8日付で奈良女子大学ハラスメント防止・対策委員会より受領しました。本機構は、この報告と改善勧告について検討してきましたが、申立人から本事案と重複する事案に係る訴訟が提起されたため、司法判断の確定まで、対応方針の決定を留保することとしました。令和5年11月15日に大阪高等裁判所で上記の訴訟に関する判決があり、12月4日に訴訟が終了しました。これを受け、本機構は、以下の対応を行うこととしました。

本事案は、令和2年12月以降に学長選考に関して生じた一連の出来事に関するもので、特に、令和3年3月に学長から発表された文書中の表現が、当該教員へのパワーハラスメントに当たるか否かが、検

討事項の中心でした。大阪高等裁判所は、当該表現が生じた経緯を踏まえ、「意見や論評の域を逸脱し、表現態様として相当性を欠くとも言えない」として、これがパワーハラスメントに当たらないと判断しました。また、同判決では、学長が当該教員を教育研究評議会の評議員に指名しなかったことに関し、学長の裁量権の範囲の逸脱または乱用があったとは言えないとの判断を示しました。

本機構は、司法の判断に沿い、令和3年3月5日の文書の表現はパワーハラスメントに該当しないとする一方で、教職員が一致団結して良質な高等教育と学術研究を推進すべき大学において、こうした一連の出来事が起きたことを極めて重く受け止めており、今後、理事長はじめ役員は、学内の教職員間のコミュニケーションの充実を図ることで、より円滑な組織運営がなされるよう、できる限りの努力をすることを約束します。

この観点から、理事長は、学長に対し、適切に校務を司るために一層の配慮をするよう指示しました。また、奈良女子大学ハラスメント防止・対策委員会には、本事案に関するご尽力にお礼を申し上げるとともに、今後の法人運営に関し、引き続いてのご理解とご支援をお願いしました。」

松本評議員から、理事長からの説明を開示してもらえらるかの質問があり、榊理事長から、どのように構成員に伝えるのが適切か考えたいが、今回はハラスメント防止・対策委員会に対する回答を行ったこと、及び理事長から今岡学長に先に述べた指示をしたことを報告する趣旨で行ったとの説明があった。松本評議員から、今回は裁判所が不当判決を行ったと考えているとの意見があり、榊理事長から、様々な考えがあるが、自身は可能な限り多くの考えを聞いて総合的な判断をすべきと考えてきたが、司法判断への対応と大学内で起きたことにどう対応すべきかは分けて行うべきと考えているが、まずは裁判所の判断を尊重したいと考えているとの説明があった。

吉田哲也評議員から、司法の判断の話と機構としてどう考えるかの話は別であるとの理解でよいかとの質問があり、榊理事長から、大学としてかなり残念なことが起きたと捉えており、今回のようなことが二度と起きないよう関係者に協力をお願いしたいこと、特に役員としてしっかり対応したいとの強い思いを持っていることの説明があった。

生活環境学部長から、どのような形で構成員に伝えるのかを検討中であると理事長より話があったことに関して、学部長として何らかの形で学部へ報告する必要があると考えているとの意見があり、榊理事長から、一連の出来事の全体像を把握いただいた上で学部へ報告願いたいとの説明があった。

松本評議員から、現在も当該教員に対して刑法上の犯罪をしかねない人物であると大学は評価をしているのか、また、発言の撤回はしないのかとの質問があり、今岡学長から、理事長による「残念なこと」の発言及び総括を受け、今後の大学運営において言葉遣いに気を付けて丁寧にコミュニケーションを図っていきたいと考えている旨説明があった。

松本評議員から、理事長からの本報告について学部の教授会で報告する際に不正確に伝わるのを防ぐため内容を紙で提供してもらえないかとの意見があり、榊理事長から、ハラスメント防止・対策委員会に提出した回答文書の内容は、守秘義務を守った上で必要に応じて一部を提供したいとの説明があった。

人事課長から、2023年度奈良国立大学機構ハラスメント研修会の開催について追加資料により報告があり、併せて、引き続き奈良女子大学ハラスメント研修を開催することの報告があった。

以上